

住吉区後援名義使用承認基準

次の基準によって審査し、後援等をすることができる

ただし、区長が、後援名義の使用は不適当と判断したときには、この限りでない

1 主催者についての許可基準

主催者が次の（1）から（3）のいずれにも該当するものであること

- (1) 政治団体・宗教団体・思想団体および、これに類する団体でないこと
- (2) 官公庁、学校及び学校の連合体、民間企業・民間団体等のいずれかに該当するものであること
- (3) 申請団体の役員等その他構成員も含め、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと

2 事業についての許可基準

事業内容が次の（1）から（9）のいずれにも該当するものであること

- (1) 歴史・文化・スポーツ振興、子育て支援、地域の活性化、地域福祉の推進、教育の振興
安心・安全なまちづくり、健康づくり等に寄与し、公益性が高いと認められるもの
- (2) 法令又は公序良俗に反しないもの
- (3) 人権侵害となるものでないこと
- (4) 事業が、区域内又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く市民を対象とするものであること
- (5) 政治・宗教・思想の活動等にかかわりがないもの
- (6) 営利・宣伝・勧誘等を目的としたものでないこと
- (7) 参加料・入場料・出品料等を徴収する場合は、その徴収額及び目的が適正かつ明確であること
- (8) 事業実施にあたり公衆衛生上、災害防止上、十分な措置が講じられているもの
- (9) 住吉区の運営方針に反しないもの

3 申請手続

主催者は、住吉区の後援等の名義使用を申請する場合は、「住吉区役所後援名義使用承認書（様式

1）」に次に掲げる書類を添えて、当該行事の実施日の1月前までに区長に提出しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 主催者の存在を明らかにする書類（規則、会則、定款、役員名簿等）
- (2) 事業計画書（開催要領等）
- (3) 参加者から負担金を徴収する事業については、収支予算書
- (4) その他区長が必要と認める書類

4 承認について

3に基づく申請があった場合は、1及び2で定める要件に基づき審査のうえ、承認が決定した場合には次の条件を付し、申請者あてに「住吉区役所後援名義使用承認について（通知）（様式2）」を交付する（承認の条件）

- (1) 申請後事業計画を変更した場合は、直ちに「住吉区役所後援名義使用事業 事業計画変更届（様式3）」を提出すること（変更等により、承認要件を満たさなくなったと認められるときは、その承認

を取消す場合があること)

- (2) 申請内容に著しい相違が認められるとき、又はその他不適当と認められる行為があったときは、その承認を取消す場合があること（承認が取消されたことによる損害については、住吉区役所は一切補償しないこと）
- (3) 承認した事業において発生した事故等について、住吉区役所は損害賠償その他の責任は負わないこと
- (4) 事業が終了したときは、事業終了後 1か月以内に「住吉区役所後援名義使用事業 事業実施報告書（様式4）」及び事業の収支がわかる書類（参加者から負担金を徴収した場合）を提出すること（告知用チラシやパンフレット等、成果物がある場合は、併せて提出すること）

5 免責事項

住吉区において、後援名義等の承認をした事業において発生した事故等について、損害賠償その他の責任は負わないものとする

6 却下等について

審査のうえ、却下（又は取消し）が決定した場合には、申請者あてに「住吉区役所後援名義の使用却下（取消し）について（通知）（様式5）」を交付する

附則

この基準は、平成24年10月4日から施行する

附則(平成29年1月12日)

この基準は、平成29年1月19日から施行する

附則(平成29年9月28日)

この基準は、平成29年10月6日から施行する

附則(令和5年1月25日)

この基準は、令和5年2月1日から施行する

附則(令和6年5月31日)

この基準は、令和6年6月1日から施行する

年 月 日

住吉区役所後援名義使用承認申請書

大阪市住吉区長

団体等所在地：大阪市

団体等名称：

代表者職・氏名：

連絡先(担当者名)：

()

次の事業を実施するにあたり、住吉区役所の後援名義を使用したいので、関係書類を添えて申請いたします。なお、事業に関する法令及び誓約事項を遵守します。

記

1. 事業（計画）内容

- (1) 事業名称
- (2) 開催趣旨
- (3) 主催者名
- (4) 開催日時（期間）
- (5) 開催場所
- (6) 参加対象範囲
- (7) 他の後援等予定団体
- (8) その他の

2. 添付書類

- (1) 主催者の存在を明らかにする書類（規則、会則、定款等）
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書（開催要領等）
- (4) 収支予算書（参加者から負担金を徴収する場合）
- (5) その他（ ）

3. 誓約事項

この事業は暴力団の利益になり、又はなるおそれはありません。

また、申請者の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。

※該当する場合、右の□の中に✓点チェックを記入してください。

4. 留意事項

- (1) 申請後事業計画を変更した場合は直ちに届け出ること。
- (2) 事業終了後は速やかに報告書を提出すること。

大住吉総第 号
年 月 日

(団体名・代表者氏名) 様

大阪市住吉区長
〇〇 〇〇

住吉区役所後援名義使用承認について（通知）

年 月 日付けで申請のありました「(事業名称)」における「大阪市住吉区役所」後援名義の使用について、次の条件を付けて承認します。

記

- 1 申請後事業計画を変更した場合は、直ちに「住吉区役所後援名義使用事業 事業計画変更届（様式3）」を提出してください。（変更等により、承認要件を満たさなくなったり認められるときは、その承認を取消す場合があります。）
- 2 申請内容に著しい相違が認められるとき、又はその他不適当と認められる行為があったときは、その承認を取消す場合があります。（承認が取消されたことによる損害については、住吉区役所は一切補償しません。）
- 3 承認した事業において発生した事故等について、住吉区役所は損害賠償その他の責任は負いません。
- 4 事業が終了したときは、事業終了後1か月以内に「住吉区役所後援名義使用事業 事業実施報告書（様式4）」及び事業の収支がわかる書類（参加者から負担金を徴収した場合）を提出してください。また、告知用チラシやパンフレット等、成果物がある場合は、併せて提出してください。

担当 : 〒558-8501 住吉区南住吉3丁目15番55号
住吉区役所総務課 〇〇
電話番号：06-6694-9625
FAX番号：06-6692-5535

年　月　日

大阪市住吉区長

団体等所在地：_____

団体等名称：_____

代表者職・氏名：_____

連絡先（担当者名）：_____

住吉区役所後援名義使用事業 事業計画変更届

年　月　日付け大住吉総第　　号で承認を受けた事業について、次のとおり事業計画を変更しますので、届出します。

記

1 事業名称

2 変更内容

3 変更理由

※「住吉区役所後援名義 使用承認申請書（様式1）」に添付した書類に変更が生じている場合は、変更があった書類を添付してください。

年　月　日

大阪市住吉区長

団体等所在地：_____

団体等名称：_____

代表者職・氏名：_____

連絡先（担当者名）：_____

住吉区役所後援名義使用事業 事業実施報告書

年　月　日付け大住吉総第　　号で承認を受けた事業について、次のとおり事業が終了しましたので、報告します。

記

1. 事業内容

- (1) 事業名称：
- (2) 主催者名：
- (3) 開催日時(期間)：
- (4) 開催場所：
- (5) 参加者数：
- (6) 他の後援等団体：
- (7) その他の：

2. 添付書類

- (1) 収支がわかる書類（参加者から負担金を徴収した場合）
- (2) 告知用チラシやパンフレット等

◎事業終了後1か月以内に関係書類を添付して、この報告書を提出してください。

大住吉総第 号
年 月 日

(団体名・代表者氏名) 様

大阪市住吉区長
○○ ○○

住吉区役所後援名義使用却下（取消し）について（通知）

年 月 日付けで申請のありました「（事業名）」における「大阪市住吉区役所」
後援名義の使用については、審査した結果、次の理由により却下（取消）します。

記

（却下（取消）理由）

○○○○

担当 : 〒558-8501 住吉区南住吉3丁目15番55号
住吉区役所総務課 ○○
電話番号 : 06-6694-9625
FAX番号 : 06-6692-5535